

魚津市告示第74号

魚津市生活衛生関係営業経営改善資金利子助成金交付要綱を次のように定める。

平成31年4月24日

魚津市長 村椿 晃

魚津市生活衛生関係営業経営改善資金利子助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市生活衛生関係営業経営改善資金利子助成金（以下「利子助成金」という。）の交付に関し、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利子助成金の交付)

第2条 市長は、市内の生活衛生関係事業者（以下「事業者」という。）の経営の安定及び資金調達の円滑化を図るため、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から生活衛生関係営業経営改善資金（以下「エイ経資金」という。）の融資を受けた事業者に対し、予算の範囲内において利子助成金を交付するものとする。

(利子助成金の交付対象)

第3条 利子助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 平成31年4月1日以降に、市内に有する事業所に係るエイ経資金の融資を受けていること。

(2) 市税等を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、魚津市のこの他の要綱による利子助成金の交付対象となった融資からの借換えによりエイ経資金の融資を受けた者は、この要綱の利子助成金の交付対象からは除く。

(利子助成金の額及び交付対象期間)

第4条 利子助成金の額は、エイ経資金の借入額に対する利子相当額の30パーセント以内とする。ただし、当該融資の返済の遅延に伴って生じた利子の増額分は対象としない。

2 前項の利子助成金の交付対象期間は、当該融資に係る利子を初めて支払

った月から起算して24月とする。ただし、当初の融資契約に定めた定期償還以外の返済に係るものを除く。

(交付申請)

第5条 利子助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に申請しなければならない。

(1) 魚津市生活衛生関係営業経営改善資金利子助成金交付申請書(様式第1号)

(2) 公庫の発行する利息支払証明書及び支払済額明細書

2 前項の申請は、暦年ごとに1月から12月までに支払った利子に係るものを、その翌年の2月末日までに行わなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による利子助成金の交付申請があったときは、これを審査し、当該申請者に対してその結果を魚津市生活衛生関係営業経営改善資金利子助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 第3条第3号に定める要件の審査については、魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱(平成31年魚津市告示第27号)第5条第1項第2号に定める方法により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する報告は、第4条に規定する交付申請の提出をもって、報告があったものとみなす。

(交付決定の取消及び助成金の返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正の行為により利子助成金の交付決定を受けた者があると認める場合は、その者に対し交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により利子助成金の交付決定を取り消した場合において、既に利子助成金が支払われているときは、期限を定めて、利子助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成33年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにエイ経資金の融資を受けた者については、この要綱は、同日以後も、

なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

生年月日（個人の場合）

魚津市生活衛生関係営業経営改善資金利子助成金交付申請書

魚津市生活衛生関係営業経営改善資金利子助成金の交付を受けたいので、魚津市生活衛生関係営業経営改善資金利子助成金交付要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、助成要件を満たしていることの確認のため、申請者及びその世帯員について、市税等の納付状況について確認することに同意します。

記

1. 資金の種類	生活衛生関係営業経営改善資金 取引番号（ ）
2. 借入金額	円
3. 融資を受けた日	年 月 日
4. 前年中の利子助成対象期間	年 月 ～ 年 月
5. 上記期間内の支払利子額	円
6. 利子助成金交付申請額	円 ( 5. に記載した額 × 30%)

添付書類

- ・ 日本政策金融公庫の発行する利息支払証明書
- ・ 日本政策金融公庫の発行する支払済額明細書

様式第2号（第6条関係）  
魚津市指令 第 号

魚津市生活衛生関係営業経営改善資金利子助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった利子助成金について、魚津市生活衛生関係営業経営改善資金利子助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付の可否及びその額

2 交付条件

年 月 日

魚津市長